

令和 6 年（行ウ）第 3 号 地位確認等請求事件

原告 佐藤 万奈 外 1 名

被告 国

第 1 6 準備書面
(通称使用の拡大や法制化では解決しないこと)

2 0 2 5 （令和 7 ）年 9 月 1 0 日

札幌地方裁判所民事第 5 部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺 原 真 希 子
ほか 24 名

原告らは、第 2 準備書面において通称使用の拡大は根本的な解決にならないことを主張したが、本書面第 1 で通称拡大では解決できないことを示す調査及び事例を追加的に紹介し、第 2 で「通称の法制化」の方法によっても不十分であるだけでなく新たな弊害が生じることについて論じる。なお、用語については訴状記載の「略語表」に従う。

目次

第 1	通称使用の拡大では解決できないこと	3
1	はじめに	3
2	一般社団法人男女共同参画学協会連絡会の調査	3
3	実際に生じた不利益の例	4
第 2	「通称の法制化」でも不十分かつ新たな問題があること	6
1	複数の通称法制化案	6
2	通称法制化の問題点 1 ——アイデンティティの喪失を解消できない	7
3	通称法制化の問題点 2 ——ダブルネーム（二重の氏）による混乱	8
4	通称法制化の問題点 3 ——戸籍の形骸化	10
5	通称法制化の問題点 4 ——改正法施行のための膨大な作業	10
6	通称法制化の問題点 5 ——法の実際の施行には長期間を要する	12
7	通称法制化の問題点 6 ——官民で膨大なシステム改修費が発生	13
8	1994（平成6）年要綱試案におけるC案への批判	14
第 3	まとめ	15

第1 通称使用の拡大では解決できないこと

1 はじめに

原告らは、旧姓の通称使用は不安定かつ限定的であり、重大な不利益の解消にはならないばかりか、新たな弊害も生じていることは、原告ら第2準備書面において詳述した。

以下、やむなく旧姓の通称使用を行っている者が不利益を被る状況が続いていることを示すものとして、原告ら第2準備書面提出後に公表された調査及び事例を追加的に紹介する。

2 一般社団法人男女共同参画学協会連絡会の調査

一般社団法人男女共同参画学協会連絡会（以下「**学協会**」という。）が2025（令和7）年4月～5月にかけて、学協会に加盟している会員に対して行った調査によれば、法律婚をしている49歳以下の女性回答者の約8割が婚姻に際して氏を変更して旧姓の通称使用を行っており、男性回答者においても、法律婚で氏を変更した場合には7割以上が旧姓の通称を使用をしているという結果であった（甲A330・「選択的夫婦別姓制度に関するアンケート結果報告」4～5頁）。

しかし、旧姓の通称使用によるトラブルは多く、同調査においてはその例として、「戸籍姓と通称の使い分けの迷いや煩雑さなどの負担感」「パスポート（戸籍名／旧姓併記）と航空券の記載名に関する手間やトラブル」「戸籍姓を使わなければならない場面での抵抗感や悲しさ」「研究や学会参加についての事務・旅費関係の手続きに関する手間やトラブル」「納税や登記、民間保険など旧姓使用が不可の場面での不利益」「クレジットカード（戸籍名）での支払いに関する手間やトラブル」「現地ホテルや会議（学会）会場などの本人確認に関する手間やトラブル」などが挙げられている（甲A330・8～11頁）。

同調査では、旧姓の通称使用経験者による自由記入についても詳細に紹介している。中でも、「令和4年度の通称使用拡大以降に確実に発生した事案」については赤字で紹介しており、例えば、「制度改正によって旧姓併記が可能になったが、実務上は戸籍名が優先され、旧姓は後置きされるケースが散見される」、「文部科学大臣表彰若手科学者賞という栄誉ある賞を受賞したのに、賞状は戸籍名しか許されなかつた。」など（甲A330・10～11頁）、近年の通称使用拡大によっても、解消しきれない不都合が多く存在していることが明らかになっている。

3 実際に生じた不利益の例

(1) 女性役員のケース・(甲A342・毎日新聞2025年6月27日)

上場企業で役員を務める森川理恵という女性（仮名）は、婚姻後、株主総会の招集通知と一緒に株主に送られる参考書類の中で、会社提案の取締役選任議案の項目に、仕事で使っている自身の名前とともに、「森川理恵氏の戸籍上の氏名は、小和田理恵です」との注釈が記された。そして、通称使用の業務上の不便さに耐えられずペーパー離婚をして旧姓に戻した後は、「戸籍上の氏名は～」の部分が削除された。この参考書類は会社のウェブサイトで過去に遡って閲覧可能である。

旧姓を通称として使用している者は、こうした記載の公表によって、婚姻や離婚の事実が株主、会社関係者、投資家などに公表されるという不利益を被っている。同様のケースは他にも多数存在する。

(2) 海外で働くケース（甲A343・47NEWS）

アメリカのシンクタンクに在籍する日本人女性は、旧姓を通称使用しているが、世界最大級のビジネス特化型SNS「リンクトイン」に入ることができない。旧姓では、アメリカ政府が発行する身分証明書（ID）の取

得が難しく、リンクトインが推奨する方法での「本人確認」が出来ないためである。

海外では、公的機関や民間企業の施設に入るために ID 提示を求められることが増えており、海外のビジネスパートナーや顧客、取材相手と旧姓でやりとりしている場合、相手といざ対面を果たす前の入館の時点で「アポイントメントの名前と ID の名前が違う」と言われる可能性があり、その度に、建物の警備員に対し、日本の夫婦同氏制度を一から説明する必要が生じる。

(3) 海外で働くケース（甲 A 3 4 4 ・ 日テレNEWS2025年5月4日）

インドネシアに駐在して働くある日本人女性は、仕事では旧姓である「斎藤」を使っているが、戸籍姓は「増田」であるため、パスポートに旧姓を併記しているところ、書類ごとに氏名がばらばらになっている。パスポート券面は「KAZUKO MASUDA (SAITO)」だが、ICチップに基づく滞在許可証などは「KAZUKO MASUDA」となっているほか、銀行口座の名義やビザの表記も国ごとに異なり、「KAZUKO SAITO (通称)」、「KAZUKO MASUDA (戸籍名、パスポート ICチップ内蔵)」、「KAZUKO MASUDA (SAITO) (パスポート券面表記)」、「KAZUKO MASUDA SAITO (カッコなし表記)」の4種類の氏名の使い分けをせざるを得ない状態である。しかも、表記の順番やカッコの前のスペースの有無などでも使い分けが異なるとのことで、極めて煩雑な対応を迫られている。

(4) 弁護士のケース（甲 A 3 4 4 ・ 日テレNEWS2025年5月4日）

ある女性弁護士は、アメリカと日本で弁護士資格をもち、旧姓の通称使用を行っているが、アメリカでの弁護士資格は戸籍名で取得せざるを得ず、

日本の通称名と海外の戸籍名が同一人物であることを証明できず、弁護士として働くビザが取れず、仕事に支障が出ている。

第2 「通称の法制化」でも不十分かつ新たな問題があること

1 複数の通称法制化案

個別の場面ごとに旧姓併記をすすめてきた現在の政策をさらにすすめ、旧姓の通称使用を法制化（以下「**通称法制化**」という。）するという方法がある。そして、これがたかも選択的夫婦別氏制度と同一的な制度であるかのような形で内閣府による世論調査の選択肢とされてきた点は原告ら第15準備書面で詳述したとおりである。

通称法制化と言っても、2025（令和7）年現在、内容の異なる複数案が提案されている。しかし、従前の内閣府による世論調査では、通称法制化とは何を意味するのかを明らかにしないまま、かつ、以下で述べる多くの問題や弊害を回答者に知らせないまま、回答の選択肢としてきた点は問題である。

通称法制化の複数案のうち、2025（令7）年8月までに法案の形として公表されたものは、以下の⑦ないし⑩の3案であり、国会に提出されたのは⑩のみである。

⑦ 旧姓併記案（2010（平成22）年頃公表の高市早苗議員による案）

夫婦同氏制度を維持し、婚姻改姓した者の届出により、戸籍の身分事項欄に「旧姓通称使用の届出」との記載をし、国や地方公共団体等は、法令により氏名の記載を要する場合において、「戸籍氏と旧氏の併記」をする責務を負うという案である。

⑧ 婚前氏継承制度案（2024（令6）年公表の稻田朋美議員による案）

夫婦同氏制度を維持し、婚姻改姓した者の届出により、戸籍の身分事項欄に「呼称上の氏」として旧氏を記載し、公的な場面（パスポートや運転免許証）においては、⑦旧姓併記案とは異なり、呼称上の氏の「単記」を認める案である。

⑦ 婚姻前の氏の通称使用に関する法律案（2025（令7）年日本維新の会提出の法案。以下「維新案」という。甲A345）

夫婦同氏制度を維持し、婚姻改姓した者の届出により、戸籍に「通称とする旧氏」欄を新設して旧氏を記載し、旧氏「単記」の責務を認める案である。

2 通称法制化の問題点1——アイデンティティの喪失を解消できない

⑦旧姓併記案、①婚前氏続称制度案及び⑦維新案のいずれの案によっても、婚姻改姓により夫婦の一方は必ず自身の婚姻前の民法上の「氏」を失う。すなわち、通称法制化は、いずれの案であっても、個人の氏名（名前）に関する人格的利益の保護に欠け、氏を変更することによるアイデンティティの喪失に対する本質的な解決とならない。たとえ、旧氏を使用しやすくできるようになったとしても、それはあくまで「旧氏」と位置付けられた呼称であって、改氏によるアイデンティティの喪失を感じる者を救済できない。

アイデンティティとは、自分とは何者であるかという感覚、意識、理解のことであり、アイデンティティを脅かされ、自分らしさを否定されると、人によれば生きることが苦しくなるという重要なものである（2025年6月10日衆議院法務委員会における参考人布柴靖枝文教大学人間科学部教授の意見）。特に、他者との間での相互承認がアイデンティティを基礎付けるものであり、氏名がその相互承認の媒介となっている（原告ら第10

準備書面第2の1(3)ウも参照)。他者から「旧氏」としてしか承認されなかったり、そもそも使用が認められない場合もあるのであれば、アイデンティティの喪失の問題は専ら解決しない。

なお、⑦維新案の提案者も、アイデンティティの問題はなお残ることを認めている(2025年6月4日法務委員会及び同月10日法務委員会における藤田文武議員の発言)。

3 通称法制化の問題点2——ダブルネーム(二重の氏)による混乱

(1) ダブルネーム

上記のいずれの案であっても、婚姻改姓し旧氏を届け出た者は、改姓後の「氏」(民法上の氏)と、民法上の氏ではない「旧氏」の2つを持ち続け、使い分けして生きていくことになる。これは、1人の人物が2つの法的な氏名を持つことを意味するのであって、選択的夫婦別氏制度とは比較にならないほどの、氏にかかる法制度の「大改革」である。したがって、これによる管理や費用の負担と混乱は避けられない。

特に⑦旧姓併記案では、結局、さまざまな場面において戸籍氏が優先して扱われ、解決とならないことは、原告ら第2準備書面26頁以下で詳述したとおりである。⑦旧姓併記案を法制化しても、現在の様々な場面における問題点は全く解消されない。

(2) ⑦維新案とダブルネームの問題

①婚前氏統称制度案と⑦維新案の問題点は共通しているので、以下、⑦維新案を踏まえて論じる。

⑦維新案の第3条1項は、旧氏を届け出た者につき、国には、法令の規定により氏名を記載し又は記録することとされている場合において、婚姻前の氏の「単記」を義務づけ、民法上の氏(夫婦の氏)は使えないとする

一方、同条2項では、国や事業者その他公私の団体に、職業生活その他社会生活の幅広い分野において婚姻前の氏の「単記」を確保するための「努力義務」を課すにとどまっている（甲A345）。

すなわち、⑦維新案第3条2項が対象とする社会一般の場面においては、婚姻前の氏の「単記」は、単なる「努力義務」にすぎない以上、旧氏の単記を徹底させることは容易でなく、ダブルネームを管理しなければならない社会が続くことになる。⑦維新案の提案者も、「努力義務であるため、実際には全ての場面で（単記）というわけにはいかないかもしれません」と述べる（2025年6月4日法務委員会における藤田文武議員の発言）。

「戸籍上の氏名（民法上の氏名）こそ本名」という意識が幅広く浸透している日本社会において、戸籍氏を残しておきながら、旧氏単記の努力義務によって問題は解決できるはずであるとするのは、安易な楽観論というべきである。

実際、国、地方自治体のほか、会社、銀行、学校、病院、老人施設といった様々な民間組織が、外向けには「単記」を認めるようになっても、組織内部では、個人の識別特定のために、戸籍氏も記録して旧氏と紐づけておくという面倒な作業を今後も続けるであろうことを、やはり⑦維新案の提案者も予測している（同日の法務委員会における藤田文武の発言）。

2022（令和4）年の金融庁の全国の金融機関に対する調査では、旧姓口座に対応していない理由についての自由記述が多数寄せられ、例えば①預金の「名寄せ」情報管理の懸念、②融資取引、投資性金融商品・保険販売等、他の取引との整合性が取れない、③想定外のリスクへの懸念、④旧姓と戸籍姓の2つ以上の管理ができない、⑤顧客管理に関する業務負担増加への懸念といった点が挙げられている。特に規模の小さい信用金庫等にとって、いかにダブルネームの管理が負担なものであり経営を逼迫させかねないものであるかが明瞭である（甲A346・「旧姓による預金口座開

設等に係るアンケート結果概要」に関する金融機関の回答について。甲 A 130 のアンケート調査の自由記述をとりまとめたもの。)。

なお、そもそも⑦維新案 3 条 1 項の適用場面と同条 2 項の適用場面の区別・分類は必ずしも明瞭ではなく、行政の現場では混乱を招くことも予想される。

4 通称法制化の問題点 3 —— 戸籍の形骸化

①婚前氏統称制度案及び⑦維新案では、公的場面においては「旧氏単記」となり、「戸籍氏」（民法上の氏、夫婦の氏）は使えない。すると、外観的には個人の特定識別機能はほとんど旧氏にあることになり、戸籍氏は個人特定識別機能を失い、極めて形骸化したものになる。

⑦維新案の提案者は、戸籍氏には「家族の呼称」（ファミリーネーム）としての意義があり（2025年6月4日法務委員会における藤田議員の発言）、家族共通の「家族の呼称」を残すことこそ、戸籍の根幹であると説明している。

選択的夫婦別氏制度に強く反対する者の中には、「戸籍の崩壊」をその反対の理由とし、通称法制化を推奨する者がいるが、通称法制化こそ、身分登録機能という戸籍の根幹を支える個人の登録氏名を複雑化し、その意義を変化させかねない。

5 通称法制化の問題点 4 —— 改正法施行のための膨大な作業

⑦旧姓併記案、①婚前氏統称制度案及び⑦維新案のいずれの案についても、改正法施行のために膨大な作業を必要とするという問題がある。以下、例として⑦維新案について述べる。

⑦維新案第 3 条 1 項の「法令の規定により戸籍に氏名を記載し又は記録することとされている場合」については、約 650～660 の法律、約 2

700 を超える政省令が該当することである（2025年6月4日法務委員会における藤田文武議員の発言）。

これに関し、⑦維新案の提案者は、「一つ一つその要否を、重大さを整理、チェックした上で一つ一つ改正するという手法もあれば、一方で、例えば新法を制定して、新制度における届出をした者についてはその婚姻前の氏及び名を法令上の氏とみなす、そういう読み替え規定のようなものを作るという手法」もあると説明している（前同）。

しかし、たとえ読み替え法を制定できるとしても、実際には、1つ1つの場面において行政の活動や個人の権利義務に支障が生じないよう、個別の法や政省令を十分に検討する必要があり、その作業は膨大な量に及ぶ。実際、⑦維新案の提案者も、「あらゆる個別法令について読み替えの必要があるかどうかを検証する必要があるのは委員のご指摘のとおりでございます。」「660全てにおいて検証するというのは当然の作業だと思います。」と説明している（2025年6月10日法務委員会における藤田文武議員の発言）。

このような膨大な作業をしなければならない役所にとっては大変な負担となり、時間も要する。

これに比し、1996（平成8）年に法制審案が答申された際に選択的夫婦別氏制度を導入する場合に改正を要するとされた法令は、民法、戸籍法のほか、家事事件手続法（当時は家事審判法、子の氏の変更審判に関する手続き）及び外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（当時は非訟事件手続法）の計4法のみであり（甲A347の1、甲A347の2・選択的夫婦別姓制度に関する質問主意書及び答弁書）、通称法制化のような大量の作業は不要である。

6 通称法制化の問題点 5——法の実際の施行には長期間を要する

⑦旧姓併記案、①婚前氏継承制度案及び⑦維新案のいずれの案についても、上記 5 記載の関連法や政省令の検討と書式やシステム法改修には長期間を要する。

⑦維新案は「交付の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」(甲 A 3 4 5・維新案附則) としているが、以下の説明によれば、実際に第 3 条 1 項の全ての文書における旧姓「単記」が実現するには何年を要するのか不明であり、その予測すら立っていない。

「3 条 1 項に基づき国が講ずるべき法制上の措置その他の措置についてであろうかというふうに思いますけれども、あくまでも法施行後に国にこの義務がかかるのでありますまして、法施行までに必要な措置を全て講じなければいけないという、そういう理解ではございません。」(2025 年 6 月 6 日法務委員会における藤田文武議員の発言)

「法施行後ではありますけれども、速やかに戸籍に記載した婚姻前の氏をあらゆる公的書類において単独使用できるようにするための法整備が必要となるために、氏名を記載すべきこととしている法令について、その改正の要否を検証しておくということも必要であると承知しておりますが、そのための準備期間として、提出者としては、一年程度あれば必要かつ十分であると考えたものでございます。」(2025 年 6 月 4 日法務委員会における藤田文武議員の発言)。

以上のとおり、附則の施行日の意味は、あくまで「改正の要否」の検証のための準備期間が法改正から 1 年という趣旨にすぎず、施行日をすぎてから種々の法改正が始まるというものである。

これに比べて、選択的夫婦別氏制度では、施行後には、婚姻により氏を変更しない者が増加していくだけであるので、官民いずれにおいても、氏変更に伴う種々の作業負担は減少するのみである。

7 通称法制化の問題点 6——官民で膨大なシステム改修費が発生

通称法制化に関する⑦旧姓併記案、①婚前氏継承制度案及び⑨維新案の3案いずれについても、法律の施行には官民において膨大なシステム改修費用が発生する。

①婚前氏継承制度案及び⑨維新案の旧氏単記の場合であっても、組織の内側では旧氏と戸籍氏との紐づけや管理が必要であり、そのための膨大な数のシステム改修及びそのコストが必要である。

すでに、住民票、マイナカード等の旧姓併記のために、約750億円の税金が費やされ（原告ら第2準備書面31頁）、その後、2021（令和3）年のパスポートの旧姓併記の説明等の変更に約3億円、さらに不動産登記の旧姓併記（費用不明）等などの費用が発生しており、旧姓併記のためにすでに約180億円以上を要したと推測される。

通称法制化は、いずれの案であっても、ここからさらに、全ての「法令の規定により氏名を記載し又は記録することとされている場合」につき、ダブルネーム管理のシステム改修を行っていくのであるから、今後、一体どれほどの税金が費やされ、民間の支出とあわせて社会全体ではどれほどの費用を必要とするかはかりしれない。

改正法施行に必要な費用の額については、⑨維新案の提案者も下記のように述べるだけであり、具体的な見通しも立っていないのが現状である。「費用につきましても同様に、正確に算定することは困難ですが、少なくとも通称として使用する婚姻前の氏を戸籍に記載するためのシステム改修に要する費用が市町村にかかるほか、これはその他のあらゆる法改正において言えることありますが、新制度の国民に対する周知に関わる広報費用等は必要になると想定しております。」（2025年6月4日法務委員会における藤田文武議員の発言2）

一方、法制審案による選択的夫婦別氏制度の施行の場合には、基本的に戸籍のシステム改修ですみ、かつ、身分事項欄に新たな欄を設ける必要はなく、各自の「名」欄を「氏名」欄と変更するのみで対応が可能である。

8 1994（平成6）年要綱試案におけるC案への批判

法制審において選択的夫婦別氏制度の一案として検討されたC案（その前の中間報告ではa類型）がある（甲A42・ジュリスト1050号239頁）。C案とは、夫婦同氏制度を維持し、婚姻改姓した者の届出より、婚前氏を自己の「呼称」として戸籍に記載し、婚前氏の「単記」使用を認める案である。この「呼称」は「氏」ではなく、「呼称上の氏」でもなく、「氏に代わる個人の表示」であり、戸籍氏（夫婦の氏、民法上の氏）との併用は認めない案である。この案は1996（平成8）年2月の法制審総会において採用されないこととなったが、その理由は以下のとおりである。

- ① 小池信行元参事官（甲A348・戸籍時報654号27頁2009年。
甲A42・230頁にも同旨）

1996（平成8）年当時の民事局担当参事官であった小池信行氏は下記のとおり解説している。

「批判の要点は『二重の氏』という技巧を用いることに向けられています。すなわち、選択的夫婦別氏制は、もともと民法上の氏を異にする男女が婚姻後も従前の氏を称することを認めるものであるから、呼称上の氏による解決では事柄の本質に適合しない。」（当初は「呼称上の氏」の理論を使う案であったためで、このように記されている）

「一般の人には、自分が使用する氏の他に、観念的な氏（夫婦の氏）が別に存在すると説明しても理解を得ることが難しい。」

② 竹内務元法務省民事局長答弁（2025年6月4日衆議院法務委員会）

「呼称という概念を用いて事実上の夫婦別氏制を実現しようとするものであるが、制度上は、夫婦の一方が婚姻によって氏を改めることになるから、個人の氏に対する人格的利益を法律上保護するという夫婦別氏制の理念とは異なる呼称という概念を民法に導入することになると、その法的性質は何か、氏との関係をどのように捉えるかなど理論的に困難な問題が新たに生じること、さらに、この民法上の呼称は、現在、当時ですが、戸籍事務において用いられている呼称上の氏との混同を生じさせ、氏の理論をいっそう複雑、難解なものにするおそれがあるとの観点から、長期的な展望に立った氏の制度として採用することは相当ではないとして採用されなかつたものと承知しております」

C案は現在提案されている①婚前氏続称制度案及び⑦維新案と酷似しており、C案に対する上記批判は、①婚前氏続称制度案及び⑦維新案に対してそのままあてはまるものである。

第3 まとめ

以上述べたとおり、通称法制化は、⑦旧姓併記案、①婚前氏続称制度案及び⑦維新案のいずれの案であるかによっても、戸籍との関係や社会的な影響が異なる多義的なものである。また、いずれの案であったとしても、氏を変更することによるアイデンティティの喪失を解消することはできず、法的な根拠のある氏が2つになるというダブルネームによる管理の負担と混乱や、役所（公務員）に対して氏名記載を必要とする多数の法や政省令についての膨大な検討作業の負担が新たに生じるものであり、実際の施行には年数を要し、官民に膨大なシステム改修費を発生させるものである。旧氏単記をめざす①婚前氏続称制度案及び⑦維新案であっても、戸籍上の

氏（民法上の氏）の形骸化を招きかねず、氏の制度を複層化・複雑化するものであることなど、多くの問題を含むものである。これを踏まえれば、通称法制化は、問題の解決にはならないだけでなく、そもそも実現可能性自体が不明である（法務省作成のパンフレットでも、通称法制化について「逆に社会から見てその人が誰かということが分からなくなり、混乱を招くおそれがあります。」等と説明されていた。甲A299・8頁）。

しかし、令和3年内閣府調査では、回答者に対して、通称法制化がどういうものであり、どのような懸念があるかについて何ら情報を提供せず、通称法制化があたかもバランスの取れた選択肢であるかのような印象を回答者に与える質問設計がされていた（原告ら第15準備書面第1の2参照）。

よって、令和3年内閣府調査の結果（甲A28）を踏まえて、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」と回答した27.0%と「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい」と回答した42.2%の合計69.2%が、選択的夫婦別氏制度に反対であると評価することは、令和3年内閣府調査の質問設計上の瑕疵に照らしても誤りである。令和3年内閣府調査の結果を踏まえると、「現在の制度である夫婦同姓制度」には夫婦の氏について改善すべき問題があると考えている者が合計71.1%もいるというのが正確な評価であり、むしろ本件各規定の不合理性を基礎付けるものである（原告ら第15準備書面第1の2(3)も参照）。

本件で検証されるべきは、生来の氏で生きていくという選択肢が認められていないこと（より実際に即して言えば、ほとんどの男性は生来の氏でその生涯を全うできるのに対し、婚姻したほとんどの女性はそれが叶わないという性差別的な状況があり、そのような現実を固定ないし助長している本件各規定を維持すること）の合理性であり、憲法上保障された権利利益の侵害が問題とされている以上、かかる合理性の判断は具体的に検証さ

れなければならない。アイデンティティの喪失の問題の解決にならず、実現可能性自体も不明である通称法制化という観念だけで、本件各規定の合理性が認められるという余地はない。

以上